

はじめに

■ 親の「万一」は、ある日突然やってくる

私が40歳になったある日、実家の父から電話がかかってきました。滅多に電話をかけてこないで珍しいなと思っていると、父は沈んだ声で、「実は、お母さんがな……。健康診断で、がんが見つかったんや」

もうすぐ70歳になる母が、たまたまいつもと違う病院で健診を受けたところ、すでにステージ4に達したがんが見つかったということです。

その前月、孫の七五三参りのためにうちに来たときはあれほど元気だったのにと、信じられない気持ちでした。あわてて実家に帰省して、母と一緒に病院を訪ねたところ、医者から受けたのは「余命1年」の宣告でした。

その日を境に、私は母の闘病、続いて父の闘病と介護に悩む40代を過ごすことになったのです。

■ 親が元気でいられる時間は短い

一般的に親が70代を迎える頃、子どもの多くは40代か50代です。この年代は、まさに働き盛り。仕事をバリバリこなし、家庭では家事・育児で忙しく、子どもが大きければ大学受験や就職のことで頭が痛い、そんな年頃です。

いっぽう親は70代といっても、平均寿命が80歳以上の今、とても「老人」とは呼べないほど若々しい人が多く、子どもからみれば、まだまだ親として頼りになる存在です。

けれども、親が元気でいられる時間は、そう長くありません。厚生

親が急に入院したら どうする？



親の「万一」は突然訪れるもの

いつも元気だと思っていた親が突然倒れると、あたふたするものです。なるべく日頃からこまめに親と連絡をとり、健康状態を把握するように努めましょう。

万一のとき、すぐに親元に駆けつけられそうにない場合は、実家の近くに住むきょうだいや親戚に応援を頼み、週末にお世話を交代するように頼むなど、あらかじめ根回しておくと安心です。

備え

15

親子で同居したほうがいい？

もし親がひとりで暮らすのが難しかったり、将来、介護が必要になったとき、親子で同居したほうがいいのでしょうか。

■ 親がひとりになったら同居すべきか ■

今、親子で別々に暮らしているのなら、親が元気なうちにこれから
のことを考えるべきでしょう。親がひとり暮らしをしている場合は、
将来何かの事情でひとりで暮らすことが難しくなるかもしれません。
そのときに子どもと同居すべきか、それともさまざまなサービスをフル
活用してひとり暮らしを続けるべきでしょうか。今、両親と一緒に
暮らしている場合でも、一方が亡くなったときのことをシミュレーショ
ンしておけば、いざというときにあわてずに済みます。

世間では、親が年をとったら子どもと同居すべきだと考える人もま
だ多いようですが、昔と違って今は介護保険制度もあるし、民間の介
護サービスも充実してきました。たとえ義務感から同居しても、生活
習慣の違いからストレスがたまり、関係が悪くなる可能性もあります。

もし同居を検討する場合は、お互いのプライバシー保護やストレス
軽減のため、二世帯住宅にしたり、水回りを別々にするようにリフォーム
するなど、十分配慮したほうがいいでしょう。

この問題については、さまざまな考え方があります。最初から決め
つけず、同居・別居のメリットやデメリットを知ったうえで、お互い
に無理をせず暮らしていける方法を考えましょう。

備え

30

相続トラブルって、 具体的にどんなこと？

相続トラブルについて具体的にイメージできないとしたら、おそらく経験したことがないからでしょう。もし、親が何の対策もせずに亡くなったら、果たしてどんなことが起きるのでしょうか。

遺産相続は、お金がない家ほどもめる

「相続でもめるのはお金持ち」というイメージがあるのなら、それは大きな間違いです。

平成25年度の司法統計によると、家庭裁判所に持ち込まれた遺産分割事件で、資産5000万円以下のケースが約75%ありました（そのうち資産1000万円以下のケースが約31%）。相続トラブルは、決して資産家だけの問題ではありません。むしろ一般家庭ほど、財産の大半をマイホームなどの不動産が占めているため、他の相続人にお金を払って解決することができず、トラブルになりやすいのです。

親が何の準備もしないで亡くなったらどうなる？

①銀行からお金が引き出せなくなる

前にのべたように、親が亡くなると銀行の口座が凍結され、相続人全員の同意がなければ預貯金の名義変更や解約ができません。もし父親のお金で生活していた母親が、父親の死後に銀行でそのことを告げたとたん、お金がおろせなくなります。しかも海外勤務の長男が、来月にならないと帰国できないということにでもなれば、その間の生活費に困ります。さらに、父親が個人事業主だった場合は、取引先や従業員への支払いもできないという困った事態になります。

②預貯金以外の財産の名義変更・解約もできなくなる

預貯金と同様に、不動産や株式などその他の財産も相続人全員の同